

令和5年度 石川県教育費負担軽減奨学金

(能登半島地震災害関係 家計急変)

(高等学校等修学支援事業(奨学のための給付金等))

令和6年能登半島地震により被災された世帯で、収入が急激に減少するなど家計の急変が生じた場合に、返還を要しない給付型の奨学金を給付します。

1. 支給対象・・・以下の全てを満たす世帯が対象となります。

- (1) 令和6年1月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること
- (2) 令和6年1月1日現在、対象となる生徒が石川県内の国公立高等学校等に在学していること
- (3) 以下のような事由で収入が急激に減少し、保護者等の道府県民税及び市町村民税の所得割額が非課税相当(0円)となる見込みであること(両親の場合は双方とも)
 - (例) ・勤務していた事業所が廃業、失職したため無収入となった
 - ・地震後、月の勤務日数が5割程度にとどまり、収入が大幅に減少した

2. 給付額(令和5年度分)

対象の生徒1人につき下記①②の合計額が支給されます。(令和6年度分は別途ご案内します)

①年額の月割り支給分

世帯区分	給付額(R6.1~3月の3か月分)		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
非課税世帯(第1子)	29,275円	12,625円	12,625円
非課税世帯(第2子以降)	35,925円		

②制服購入加算分(対象者のみ)

対 象	給付額
着用を義務付けられている制服が、令和6年能登半島地震により喪失・毀損し、再度、購入が必要である場合	64,800円

3. 申請方法 (様式は、石川県教育委員会庶務課のHPからダウンロードできます)

令和6年2月29日(木)までに、必要書類を下記の学校事務室に提出してください。
メールに必要書類のデータ(PDF等)を添付する方法でも申請が可能です。

【必要書類】

- (1) 申請書(様式1-2 家計急変用)
- (2) 振込口座申出書(様式2)
- (3) 家計急変の発生に関する申立書
- (4) 家計急変後の収入を証明する書類
 - ・給与所得者の場合は、家計急変後収入が減少した月(1ヶ月分)の給与明細書写し
 - ・個人事業主の場合は、家計急変後収入が減少した月(1ヶ月分)の事業収入が確認できる資料(収支計算書、売上台帳の写し)など
 - ※やむを得ない事情で提出が困難な場合は、(3)の申立書で収入額を申告してください。
- (5) 保護者等の令和5年度課税証明書(扶養親族の記載が省略されていないもの)
(就学支援金申請の際、マイナンバー情報等を学校へ提出されていない方のみ)
- (6) 誓約書(2②制服購入加算分の支給を受ける場合)

[提出先・問合せ] 小松工業高等学校事務室 TEL 0761-22-5481
石川県教育委員会庶務課 TEL 076-225-1817



県 HP